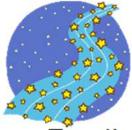


# つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2022年7月1日

7

July  
2022



施行待ちの改正

## 改正職業安定法 求人メディア等のマッチング機能の質の向上

求人・求職活動におけるインターネットの利用が拡大する中、求人メディア（募集情報等提供業者）や雇用仲介業者を法的に位置づけ、情報の正確性・最新性を保つための措置を義務付ける改正職業安定法が今年10月に施行されます。その概要を見てみましょう。

### 改正の概要

#### 1 新たな雇用仲介事業を広く法的に位置づけ

- 新たな形態のサービスも含まれるよう「**募集情報等提供**」の定義を拡大。あわせて**求職者情報を収集して募集情報等提供事業を行う者**を**届出制**、**事業概況の報告**により把握。
- 官民連携の主体として位置づけ、相互協力を規定。



#### 2 求人メディア等が依拠すべきルールを整備

募集情報等提供事業者について、

- 募集情報等についての**的確表示**（虚偽又は誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つための措置を講じること）を義務付け。
- 迅速・適切な**苦情処理**を義務付け。
- 個人情報の保護**や**秘密保持**を義務付け。
- 法令違反に対する**改善命令等**を可能とする。

★求人をする際にハローワークよりも手軽に多くの人に見てもらえる求人メディア等を利用する機会も多いかと思われます。CM等で周知され身近になっていますが、トラブル等があっても行政処分の対象とならないなど問題点もありました。安心してサービスを利用できる環境とするため、職業安定法が改正されますが、これに伴って事業所も法令や指針を遵守するために募集掲載時、内容変更時、募集終了時に正確な情報を提示し、求人メディアからの問い合わせにすみやかに対応する必要があります。

★求人メディア等を利用する際の不明点などございましたら、つちはし事務所までご連絡下さい。



令和4年10月から、常時100人を超え500人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。この企業規模要件は、どのように判定するのでしょうか？



更なる適用拡大の具体的内容①／企業規模要件の判定

- 101人以上（100人超え）とは、「使用する被保険者の総数が常時100人を超える」ということです。具体的には、次のいずれかの考え方で判定します。
  - ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えるか否かによって判定します。
  - ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えるか否かによって判定します。

〈補足〉このように、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される「厚生年金保険」の被保険者の総数になります。

**【注意点】**・今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。  
・「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。
- では、「常時100人を超える」とは、どのような状態を指すのでしょうか。具体的には次のとおりです。
  - ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。
  - ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

★このように判定した厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超え500人以下の適用事業所が、令和4年10月から新たに特定適用事業所となります。どのような手続が必要になるのか？ 次回、そのポイントを紹介します。

あつがき◆つちはし事務所より

- ★インディードやビズリーチと言った様々な求人サイトがテレビCMやネットを賑わしています。今どきの求職者は、公共職業安定所ではなく手軽に応募できるネットサイトを利用する方が主流になりつつあるかもしれません。しかし、中には労働条件が「もしかして労働基準法違反では？」と疑問を抱かせる求人情報が混じっていることもありました。求人サイト情報の的確化を義務とする職業安定法の改正で、より安心して利用できるサービスになることを期待します。求人サイトの強力なツールである求人サイトの利用について、疑問のある方はつちはし事務所までお問い合わせください。
- ★今年は7月1日から7月11日が算定基礎届の提出期間。4月5月6月に支払った報酬の平均額で今年の9月以降1年間の社会保険料を決定するという大事な届け出です。間違った届出をすると、保険料の額だけでなく、従業員さんの将来の年金の額にも影響しますので、会社は責任重大です。新型コロナの影響で、今も一部休業等が行われている場合には届出の特例がありますので、ご相談ください。
- ★今年は梅雨が早々に明け、猛暑が予測されています。お身体には十分ご自愛ください。心身の健康を保つには①十分な睡眠時間の確保②栄養バランスのとれた食事③休める時はしっかり休む、が肝要です。社員さんの健康管理も、マネジメントの一環です。

